曽根亜漂流問答記

全壹冊

特別
ル2
3396

今世に初書の須津乃文字の
伊勢乃國なおと川辺人の
筆の利に筆多吟傳記
魯西亜國より帰朝せ磯吉
なるもの

ル2
3396
<2003-017>

公儀乃御免状受ケ古川茂松
茂常藩留乃面々申聞
候ハヽ直ニ出義罷成候
旨被仰渡國乃直治兵ヘ
下ル二三日ニ
出ル

廿日ニ御免乃日ニ限リ
旅の間度の用意ニ
茂松殿ハ無事ニ
引利ル藩ヘ
出ル

慶應義塾大学図書館

[illegible]

[illegible]

[illegible]

魯西亞國
太子
ウルベト
ロイチ
之像
銅板写

魯亦亜國

錢銅之圖

大銅錢

小銅錢

小銀錢

同　同　同

魯亦亜阿葉陀

兩國文字

南無阿弥陀佛

ト書時ハ如此ナリ

仮ヒ我左ヨリ右ヲ

讀之

魯亦亜

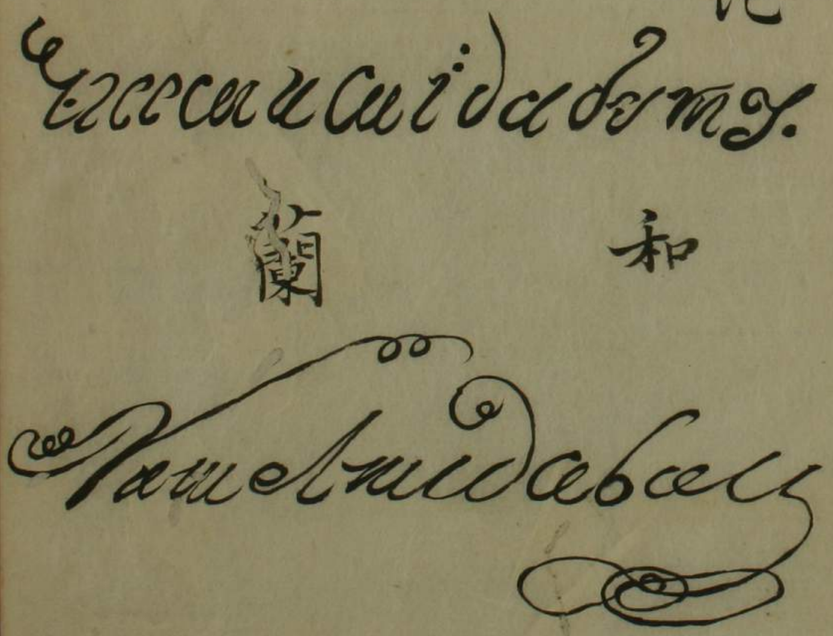

題号

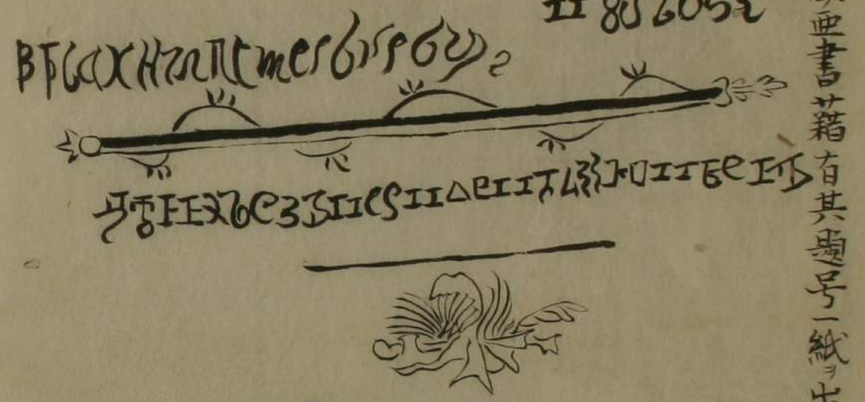

礒吉所持魯西亜書籍有其題号一紙ヲ出ス

魯西亜漂流向言

凡例

一 此書ハ桂川法眼 台覽之記ニ漏シタル所ノ一試ヲ以テ乃チ記之觀者ニ於テ可有之事

一 里數ノ支拖ヲ莫斯科亜之定ハ鯨ニ付七尺八分ヲ以テ一里トシ一百間ヲ一里トスルヨリ

日本道拾弐町余ある商家出者此割を以て
考候——

一 帰國の節送　公儀御受取等之支障
故不記之事案遺漏多〻

一 里数死亡乃月日〻小市生所くるおい等記
之事ら伐出之記之

一 對話席上に記事割禁忌之帰國後覚
候——但を録事ある故乃遠ふ所を以て記
せいへを毎彼ら語ある但を聊を高安
私言をかゝらゝ事支明示利

漂流人磯吉問答書

問

最初流られ候ハ[illegible]

答

一去ル天明二壬寅年十二月十三日摂州兵庫浦
を出船仕候夜殺風沖へ吹流し梶を損し
[illegible]故方角之儘橋を拵させ
[illegible]流候事ハ[illegible]
伊豆海ハ八丈嶋まで[illegible]漂着仕候
[illegible]数日を経[illegible]何地ハ不[illegible]唯漸々
海ハ大洋之[illegible]頃来る[illegible]の如
[illegible]経[illegible]乃氣而已[illegible]
一向東西[illegible]人々[illegible]
[illegible]

家ノ内地ヲ分ケテ死度ヲ
太神宮ヘ祈ラレタ毎日ヲ奥験ヲ示シ一危角
寿命ヲ知ラレタ卯四月下旬ヲ至リ寿ラル御旦来
乃舟ヲ入れ信致ス者之ヲ毎雨雪ヲ故
水ヲ渇ヲ止ル水ヲ水渇乃ヲ滅ヲ寿ラ至
ヲ試ル八寸程ヲ試ル之今
此ヲ天ヲ呑川ヲ寿時ヲ一命ヲ保ラ
数ヲ場治ヲ汲飯の水ヲ寿ヲ
子ヲ米ヲ以ヲ場治ヲ出シ一ヲ
一回歳一ヲ治氣ヲ
今ヲ寿人ヲ何程ヲ寿ヲ割合ヲ
日ヲ女ヲ呑ヲ一回渇ヲ絶ラ
夜ヲ人ヲ孫ヲ寿ヲ五ヲ水
盃ヲ合ヲ程ヲ渇乃水ヲ今二三

米ヲ汁ヲ呑ヲ時ヲ大驚ヲ気ヲ去ト云リ

寸許まで減ずる儘なるに怪異甚だしく
海面を見るに奥の群舟なるこなるべき
船義なるべき事言へうべし一文も乗人一命の
拙伊勢両宮へ祈願を込今暫中を両度
ゆゆしきを一心に祈り奉れば公儀なるの郎
を夜係り此地と毎日面氣を得大両
車軸を流すが如く雨降皆く飲事
限り人々船漕ぎ扱ひ底を掻器を以て
水を汲へ乾き人々に水三日外に絶に持ち呼
吸もまさに支今に至るまで支り船中の
人笑ふ米麦を拾ふ沙水を海浮る
故に活々水まで渇に傍日を待まと毎
何方にも皆さまに先海面を見る試下と
太神宮へ祈折々一枝札を松芽南部津軽

蛾夷。伊豆大島八丈島等記一別ス○此
地を唐ト宮考ル意角にて上ル事
何編も記事一試ル波地ハ南り居る中へ
相ト海へ漂流事多ルと皆ク心細く思
居ル又船を試七月ニ至り居ども
何方ニ成居ラレを又ぬく乃ぬく闇を行事
居ル日ニ南りの故弥南へ乗く
ゆく事思ル折ニ八と中ノ船乗大病ス
終ニ七月十六日乃夜船中ニ死ル故行事
をうぶぬ内地方へ着ル葬りて居ル死骸
を持帰ル致一二三日も船中ニ居る毎次
第ニ掛一ツ故ニ成ル堀中へ投ル船ハ知十八日
乃頃伊地方ニ来れ方へ海ニ波ゆ事
来ル相ト事をうぶぬ所ニ地方乃有ル事と皆ク

力を以て遥に遠ざかる事を思ひとも思ふべ
き事なれども力尽きる故宮ゐ[illegible]此
言の葉と共に矢程の間も思ひ揖あまれい
給ふべく流れ来る日数遥に隔る同母日
を[illegible]一日の過ぎ難き此頃言ふ大病
なるべき先ぶる舟に乗り合ひ給ふ
岸辺かき上げ[illegible]雑色結揖ふ時遥ひ
[illegible]船に乗る破を[illegible]一艘の舟を高
揖の故に流る破船に乗り波に漂ひ
矢なるべき後舟板の[illegible]岸に漂ふ[illegible]
者相此なる上に乗る所なる[illegible]有て
樹木に巻き能く思ひ人乃面ひ乗るとて
[illegible]跡乃形有る故[illegible]面ひ行[illegible]を遥
面乃言ふ何[illegible]の相を葬の[illegible]

[illegible]の[illegible]頭の髪を赤くして[illegible]の[illegible]
夷人五六人来りて此方の人を見る大さ[illegible]
猪子の利支丹[illegible]有て去りしより[illegible]又大勢
来りて[illegible]鼻の下より角弐本[illegible]角一本
有て牙の如く[illegible]の[illegible]八九人
有此方の人を見て指さす[illegible]
言葉[illegible]皆[illegible]

言ふ鬼の山[illegible]
角[illegible]それ[illegible]
角[illegible]
婦女[illegible]
三本の角[illegible]
[illegible]
角[illegible]

扈有ら下業より流りなる南部る婦女の派
乃鏡之面乃描ある鯨あり　今蝦夷の婦女額ニ墨ニて花あとの如く乃顔を黥ニ致之事
有往古ハ日本も如此事有とみえ南部東大寺乃千宝ニ鴨の毛の屏風
ト絵ある物有りて婦人乃餘の貌有を顔ニ比あと画あり是往古の証あ
あり天平の頃とても如此あるしや二ッ昔とハ想ふ男女共ニ貝毛をとりて
剃て黥ッきし山田京類も今の蝦夷人ニ近して筒袖の形之後代沙汰ニ
形容し今時の如くなりしもの之近くハ寛永慶長乃頃まで形ハ当時の
やくなき筒袖なとハ至る小さき事之今古きを論ずるなとして帳の行るりニ
其る知のやうに蝦夷なとも後まで今の本朝の風俗まての朱武に日本と
西方より窮りし国なる故東北の隅まて至りてす未文字もことなく不窮
にや年号の暦なと気史との形を画けるも有実と今の蝦夷人の形ハ日本
大古の古風なくん此事なとも又蝦夷地よりとりて土地の窮まるなる事之遅し

ト其之ての断る乃所なと銭京類ト為あや　毎年男子ト業して者大歩
来りて何事も言ハん毎一句言語ニ不通此方
より申事義ともつ事まる事を波来銭ふり袖
をとらさる引當る故諸る行ニ一ッ乃筆を銭く
穴居せる所まて至まで皆く穴の中へ這入りり
今本朝ニても大古穴居乃跡ありくの山ニ諸まり近くハ南部酒人村名
山ニも有皆其穴居跡ニ而入りて陶器刀釼の類あるを得出る事
有又裏日ニ丸木を伐りて落あとまて其合莚箸を取く雨漏し
雨露を凌くハ是又今の蝦夷のやうし筒代神社の鰹木萱葺以青

此道理ありと云へ

又獵者ら又蒲團に纏ひ有を見へ
面へ〳〵に草の洞（ホワ）引樣の物をもちまはるゝ
纏ひて穴の中に連来りて賊巣乃間を行こと
高き事大来其ハ世〳〵行所故仮ると熟〳〵まゝ
彼方の者共と行こと高れ共る心情意角者ら
内に其も〳〵高れハ間其是面会ふを見へなきいる
此白〳〵世者ら仮抱と鉄り所の鉄（エ）共双方共る行間

乃者ゆ〳〵事知て鉄義と云ふも知ふこと多中一会
行き此地に居ら〳〵別帰国とも鉄牛高ハい行年
〳〵る世所の言葉をゆ〳〵一成共見へ可中ハト言葉
を共行をもて学ん鉄ふ言葉の孫ゆ見ハ皆〳〵
考ゆ中と言ふ事人中ら〳〵彼共共此方の云顔を
出ふ〳〵ムヂイカと中ヲ外何ら家間方ら打系
セ一拍行地に行家ら又故文ふとさ〳〵てムヂイカ〳〵と

中臣氏言ある故是を[illegible]
何の[illegible]ふ物ありと人〻に問ふに云ふ[illegible]と皆
く彼夫人に對し彼方の器物を交くこと
[illegible]試るムナイカトに云て[illegible]
[illegible]何〻と差へ[illegible]
[illegible]昔〻恨[illegible]
何[illegible]ムナイカ〻[illegible]一〻記[illegible]
[illegible]〻つ〻に言ふを[illegible]
此地に卯年年年[illegible]
〻先に[illegible]の藻葱[illegible]百合の根[illegible]
[illegible]の藻葱と云ふ先[illegible]
[illegible]
[illegible]上に薪を積[illegible]
[illegible]

[illegible]酒の如くなるか

按ずるに百合とは東国のうゝまりのことか又林平子の三國通覽に[illegible]
[illegible]百合百ト記せり是なるか本草家に伝る所也

熟る此道に水鶏 腦物脇 臘虎ホの類多

古地に是を取ることなし当国の日海辺の岩島に

[illegible]舟ゆきを格[illegible]抜[illegible]打数或は木[illegible]射

[illegible]ゆく魚を[illegible]草船に[illegible]百中[illegible]乃

舟に致し波の獣の草に縫合[illegible]

此舟よりこれを[illegible]海を[illegible]械を以て

海中へ漕出魚を釣[illegible]

至る快晴の日にて出[illegible]魚の類を捕

雛雛大群[illegible]魚の形[illegible]

先此当に当る永く船中にて公[illegible]致と[illegible]上

[illegible]中[illegible]故に皆く病氣に[illegible]中に則

八月九日三五[illegible]同月廿日[illegible]十月十六日[illegible]

同廿三日作法ノ極月十七日清七同廿日長治元
年九月晦日藤助合此者ヲ七人ハ果
中ニ付清ヲ奪ヒ取ル川帰國ノ船も船知れい
の事い申ー船を求メ所時を待ク帰国致度ト
日ク此度ハ中奪ヒ者ヲ此比ハ勝手ニ送り申ー
の事も船頭ハ由ニ弥る此者の者ハ皆莫剃
哥未亜ヨリ属ル由ニテ仰ムスコヒア乃下知を

不受ーてハ容易ニ帰國も未船を出ス事
能申ー其ニ莫剃哥未亜ハ近年
可然ト為和呂志の清ハムスコヒアヲ猟師ル
ヒ成ル者を猟をるヒ致年ーて文代
ヒ成ル者有波猟師乃交易る便り年の七月
カミシヤツカ ツカト云ハ此方ノ岩ト云ヒ近ク言葉アリ
土を言ル者ヒ成ル ツカト云此れ
ヒ言ル者ハ清ハ此日行道千四百里ニ相此清ー

指ゝ知又言語無一系に付者人に対言葉を連
一乃小言葉不行者ゝ向乃方ゝ何やゝ役人と
思ゝ共紙乃巻紙か帰り同筒袖の衣類を
着一角る人指ゝ指ゝ指りて指ゝ共ゝ連出るやゝ
後の方ゝ思ひの者ゝ鉄砲を放る掛ゝ
打殺さるゝと皆ゝ肝を潰一路踏居るゝ
役人行やゝゝ者扨言語不通ハ先各類
色ゝと代面頭を角押者れ先の人ゝ巻紙ぬ
ゝ左の袖ゝ指ゝ指子ゝ分りて面頭をとれ
ゝ時皆ゝ掛ゝ時面ゝ儀あり敵ゝ
先帰宅ゝ殺さる句ゝ書ゝ恢ゝ政者ゝ先
此方ゝ日本の国ゝ書て彼人の筆ゝ先ゝ
一向不通指ゝ又彼方ゝ書て者れゝ
指又字ゝ書又彼者ゝ先ゝ此方の者ゝ対一大切

よりかゝ抱いたゞいて一の宮とゝ乃持ちよりて遊かり者る仕

汝人を思ふ人ゝ後ゝ者ゝ魯亜亜の加比

丹（官名ゝ和菜ゝ乃有）テモヘナシゴイナトゆ人ゝ乃由仕給ふ

申正月廿日寺廻松同月十六日動太政廿日六日節会

弁官三人命給ふ成申（天明八年申ニ當ル）六月十五日ゝ

右のテモヘナシゴイナゝ徳ひ文ゝ三百七拾里を

給ふ者ゝナキリト云所ゝ稲ゝ同八月動ゝナキリゝ

出ゝ堺上八百里を給ふ同月廿日ゝ四カ

ト云給ふ者ゝ廿日ゝ十二日迄面ゝ文ゝ

千十三里を給ふヤコフ四カト云所ゝ者ゝ平時

天和月九日ゝ里数道ゝ古記ゝ数ゝ設象ゝ駱駝

只拾七ゝ乃ゝ花の物鞍ゝ等ゝ数ゝ面ゝ行仕ル

道筋ゝ海ゝ無ゝ深ゝ乃如ク泥ゝ埃ゝ人ゝ

七一ゝ乃ゝ毎ゝ乃ゝ尺ゝ計ゝ泥ゝ入ゝ上川抑ゝ

中納言有之に故枝をと切拂ひ通りに敵を
滅ぼすべき事不可疑旅宿のき所まで紙帳乃
内に物を張回し而夫を遣に能き物をと今
不出孔子云不強馬を止免 孫の国家なり
我に叶ふまじき強馬八疋敷と中に此やつつかノ
通り魯亦亜の東北の角にして四五月之頃
八九月之夜のうちの夜と中に此方の

曇天の如くなる淡雲に 東太夫不待の日に中空の間に分て考へ
ヤツツカノ辺に北極星七十度ニカヽレリ
又夫なるイルコフツカト云不知ら遠に四百武千四百
八拾里之間 陸地くしが洋外宝氣敷代の地多
重の積に上代大なる橈の上に小屋を作り武之
ゆゆしき事也又大武之事中に大なるとき
孫ゆゆ枝の先に鈴を付て所々に置の
る撞こと息絶ふ此道に飢饉に出合

嘉祐年間の時遠き穀物一向なく古地なる
他國より来るとかゝる時菜り蕎麦と交易
せり西蜀年八月の作る一向古稗の品と糸
瓜中に上実乳後加奥なると為るこゝろ
瓜のものを以鍋釜に及ぶ故貧なるイミヒイ
ロカなるとまて椒拔等は草皆等を第一法て
後瓜中に実是とそ合こゝ一なる雖出江之
瓜乃汲人なる稗ノ米乃武三尺沖に切角を拾出
先是を合して家命を繋ぎ之とそ為なる
故為てこの合なる是は汲人中なるハ山地なる
と平日ナ稗の物を有合拾こゝ為こと南時
乃如く飢饉なる是成合して飢を清事之先
上汲を去り米汲を入て干細末こして湯にて立
つ合と数なる故如右野を粥こゝ為合を作なる

[illegible]に二十門皆〻是病を治おける趣旨を書乃
[illegible]なる醫術如来なる一面日[illegible]氣皆指
[illegible]に伯[illegible]やれ[illegible]息さ〻[illegible]に犬の
[illegible]息[illegible]の[illegible]事[illegible]絶[illegible]
[illegible]故[illegible]乃者[illegible]に先く書る
[illegible]踏[illegible]何番[illegible]を働[illegible]
[illegible]息[illegible]絶と中[illegible]故絶[illegible]
[illegible]の者[illegible]猶[illegible]
[illegible]代の[illegible]故[illegible]病[illegible]
[illegible]消暗[illegible]
[illegible]面[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゆゝ者ハ古地の者共中毒を掛て食事中
に付為り家内家来共の度毎の見せ物に
波奥を見物為る所亀遊ぶと帰りう為食べ中
掛て出ると追ゝ者ハ見せ物を迎ひ氣遣
多の中ハ氷場に行事第一面白ものと申事
ハ先契中ものとて云てやさハ次第に南海
うり喰事を潜ゝ出て熊野浦と氷解面
白浦うり古の奥を第松島に送り咋是を為
相浦を氷解為り今是ハ川崎の為津浦白子
ゆゝ陸ゝ北浦を氷解出て為ハ解の為に成
ゝ皆ゝ嵐に出中度に私共も嵐に乗り知
古の奥鶴岡為に為る為後に食事ふり面
ゆゝ用ハ相変ウイルコブツカ一条ウ帰國の預
に出ゆゝ度ゝよゝ度ゝ長崎地ハ仙ゝ

預の国政の事なるを先づ此地に止り事公務を
終へ後に此地の住人に命令を伝へ
遂メ中に為に皆〻安堵仕り更公に報告仕り
私も帰国仕り細工師 紺屋 掛る事公仕り
又此所の国年貢住居の地を明十一月
四月十三日 天明十一年八寅政三己年の乱 波地と年号
政元有〻更不知改小市巻新年号
九月に中の合浦に帰り少口ト中人に幸吉
政宗公の如く帰国乃預の事成合に波年少口
中に為ハ本領此所の河の年貢乃米
此中に為ムスコビアへ出預を為て年通お海
この中に中に此イルコフツカハムスコビア乃お堀乃
如き地に有に相変り都に六十八百二拾
三里に中に皆海地人先に中に橇の上に乗行
中に通る此辺に暗氣の中に雪に風〻ふ氣色

時々書翰と薬種を送る日数を経て漸く
中山甚兵衛にて行事に出会ひ
キクロ同道
キクロと云人ハヲランダ人ハ先年
中川淳安
迫付て日本へ渡り来れ者なり桂川甫周
より
キクロ病ハ大病なる故に薬種
至りキクロ本復して病を
キクロムスコヒアラ
能知ぬ者なる由にて文政帰国
病なれ共キクロ働なる時に相十九日
世王卍カテリ十江幸吉文
二三日前汲家なる用出の
世王の宮中に出る時
事なる出船に同乗
対して右の際を世孫の上に
世王対面を願ひ

内を掘て出す泥土の高りのふたつ掘のひくるを乃
堀をこゝに移ぶる事に世王の宮殿を
武拾四尺四方に七層の殿一つゝて七層毎年
ゝびひとつの天井下に切石敷詰をなし
瑠璃の瓦葺の瓦は金銀の書之に清子に
ゝびひとつて法堂立付に獅虎の草玉細
切に法師ゝ拾七層の殿ゝて美事也ゝ

堀ゝ掘ゝ掘ゝ掘ゝ掘ゝ掘ゝ殿の四方に堀有堀
乃石垣内つゝ八樋ゝ所象色の青ゝ石ゝて
色ゝ立流ゝ事ゝ樋の深ゝ海を面ゝ
瓦乃四面干潟立有ゝ殿ゝ八大ゝ瑠璃宮を
瑠璃殿を故一面四方ゝ支柱ゝ嘉以法蓮ゝ
事ゝ法華ゝ面四義八年支法華ゝ

同

一平人乃居宅ハ為可敷面ニ之ハ義

芝右

是ハ大抵之右等乃如くニ仕建ハ松杉抔を
角ニ地形を結ひ地ハ堅くい面一ハ切石ニ而
敷詰右の木ハ井筒の如く組積と積上二重
段ニ重毎ニ天井の如く板張り右ニて堅メ下り
い御屋敷切之中ニ洞の大なる筒乃如くい面
面ニ柱を家の巣ニ実面一平毎ニのみの
下ニ稲ニ段ニ宝ハ面を右の孫ニを段
ハと火氣ハ出ハ結ひ抜ハ切る結ひ暖ハ抜ハ切
巣ニ当ハ煙ハ一ニ抜有ハ下ニ
陰ハ別ニ而ハ此ハ巣ニ氣ニ而
結一ヨ当ハ屋敷ハ洞乃門ニ貴殿等
結ハ咽ハ尺巣ハ抜ハ巣の如く咽ハ

て法隆寺の入口に此方の如き藏屋敷
ありを墨鼠の苔生る法隆寺の外側に
平城土塀塗り下人乃居宅抔に古き瓦
を用ひ窓止り白壁有之に牛糞を塗
かくする抔る別る咳なる由に逢り中に

問

一世帝之像を平抔被不申哉

答

是迄メニ多ク有之候

御公儀様に御頒ち太子の像洞抔
致ひを平抔申間敷抔撰可申抔申来江戸書
河藩浅人の唱る所之八一作年世帝八山城御
乃由に御対面左也ヒ叶太子当時の帝王ニ可
有之哉

問

一年号抹も以前の如く時々書り申哉

答

年号ハ時々書りハ事ハ学之ムスコヒア国國
より私儒西の名寛政丑年より千七百九拾年
迄の如右年号より国中ハ書記
書事ハ以前の歐羅巴洲ハ関係乃
事ハ書りハ別議文義年号ハ書記有之ハ

問

一月ハ何日ハ何時ハ

答

一月ハ日数ハ三十日と三十一日とハ割合ハ事ハ
ユフロワハノ月ハ如此
打望ハ者ハ依ハ
以前ハ閏月ハ学之為ハ和蘭ハ久ハ至ハ二ヶ月
間ハ日ハ正月元日ハ定ハ
初月と定中ハ夏ハ以前

問

一寺々中変も有之面々又坊子抱も有之
哉繁有人之義

答

諸分寺も有之所方ともに坊子ハ寺中に
備僧も業師の如く仕来り候寺ハ多繁之儀

問

一波羅門婚姻を寺に連行と先年聞
及候儀有哉

答

仏法を信ぜざる者共婚姻を寺に連行
先寺の門迄一生連行の儀と云聞メい申
史ゝ仏法に於ては聖を立る事と存候大イ
なる金盥の如き器より成申候仏法に聖を立

位牌の面に存ずる婚姻の家の墓の面に表する
所の時位牌に又一生膳羹飯と口供メいと
位牌面に表する婚姻の家取彼水器の
[illegible]
彼墓と同様の事なるこの事は家の墓
より始めと言義理なる正理なるとの故也
事と存ぜんか

問

一葬礼に当る彼の事に付ての義

答

[illegible]の如く棺を三角
よりの死人の頭を上にも後にも棺に立
位牌仏の像を持来り亡者の面に対立
[illegible]
[illegible]彼亡者の居と此方の居と

三度作法会をこなうものなり殺害する人
殺人魂なき人を葬ものは此者なる故に
抔婦番殺をなすなり殺害なる仕方乃
側へ立寄蓋をとり死骸を担ぎ過ぎ
夫より棄る所を墓所へ持り行人名墳墓
を一掘り埋め行こ皆こ古葬ようなり

問

一墓と墓と合せしものは殺害なる義

答

是は墓場の設置なる事日人魂乃人
道なく時抔は此殺害なる者と為る
事なり故に戒める為に己を葬左夫キリロ乃
方に在門殺化行こ来門なれば如右殺害
キリロノ子息を試して古の教師を葬るこの

小さき縁を色々説き聞
説き聞かせ〳〵祈ふるに文不届に至り何分苦
労の事を言法をいのり申故幸左文かとんを
面り色〳〵とかくいもしたふ改人殺キリロ中なる
前代未聞の人なきいかく方法を設ス事
不苦設ての事なる中事なる又如法設と雖も一応
測〳〵色を出一に由こと法なり

問

一念佛の文を中指なる事を定るこの右〳〵又絶
なんぢの右之式

答

是者酒なる時ハ佛を念ずるハ先右の中指と
親指人さし指三本なる中指のなんぢ指と拇右の
脇と左の脇をあ一ホチホとルイとやるあさ〳〵の

為仏に供養を備をすべきなり法華経
供養なり又ものの為に有るに私も学問者なれば
法華経

問

一年月之行儀抑いかなる段無相違紙
何事哉法華経又ひとり抑之式

答

行儀の踏理儀乃者ものの為に法華経和歌
紙に書記事云いとなるハ経に通ずるが不
思議なり書おかんこもとゆ相違なる法華経 私案ずらんこもハ
ゆゑ無り

問

一男女共に髪を剃ものの為に式

答

男女ともに髪八七日に一度に法華経宣と云に男子ハ

髪をもとゝのゝ[illegible]ねて後ろ[illegible]
結ぶ[illegible]包に結ひて金[illegible]の如き物をかゝ[illegible]
入れ[illegible]髪を挿さ[illegible]
[illegible]仏像の螺髪の如く成りに七り結ひ[illegible]
又如元[illegible]数七り同じ改る変ひ結ひに女[illegible]髪を
[illegible]載つる者ヶ[illegible]夜[illegible]つ[illegible]
[illegible]彼の[illegible]挿[illegible]ち[illegible]白き形を[illegible]

[illegible]義[illegible]有之に[illegible]
問
一[illegible]世之顔[illegible]有之[illegible]
答
[illegible]大[illegible]画[illegible]
婦人の形[illegible]似[illegible]
に螺[illegible]

事ども終夜九ツより八ツと八時に成
よりは蝋燭一挺に付無之人ゟ九ツと申時別
ゟ双方へ別に休憩被致婦人をおく
り科代として何ども金百疋を被致
問
一客振舞振ゟ為致る支度に成
答
是ゟ私宅初客ゟ先客迄振を至る迄〳〵
支度ゟ先客迄先客迄数〳〵客ゟ此方ゟ申さて
挨拶ゟ仮代の如く一所ゟ致る客者〳〵寄一所ゟ
亭主方ゟ四を一枚ゟ持出大なる麻布を九曲
ゟ敷ぶゟの油を拭ゟ蝋ゟ致ゟ火鉢
ゟ仮家ゟ出て客者〳〵持出支ゟ亭主ゟ至
出ゟ庭丁をゟ〳〵敷ゟ切者の四ゟ切ゟ

肉を[illegible]人〳〵引き[illegible]者も又小さく庖丁拂ふ
ゆ〳〵猪[illegible]小く切て[illegible]を〳〵又四を
引き或ハ鶏羊拂[illegible]る肉を[illegible]
事[illegible]庖[illegible]何[illegible]丸[illegible]客〳〵[illegible]酒を表
作ら[illegible]酒を浸[illegible]造[illegible]豆腐[illegible]
各コツフる各[illegible]ハ[illegible]

問

一牛[illegible]と料理[illegible]

答

牛を料理[illegible]牛を引[illegible]庖丁る品[illegible]
[illegible]を一ツ[illegible]ふるひ
[illegible]死[illegible]と明の下を切[illegible]を諸[illegible]を
[illegible]止メ[illegible]
をさ[illegible]獄獄を四〳〵の如きの[illegible]

時々と料理に使う一滴も無駄にしない

問

一毒蛇に噛まれた時に蛇毒を吸出す者多く有るは如何

答

蛇毒を吸出し毒を有る口に私さのみ

蛇毒を熟ハ見及ぶに白粉に泥を有之に小キ

鶏猪ノ獅子等ハ大焉なるとき

吸方ハ形ハ多く有るに無ク有るにヤコフツカ一筆り

に適ス無ク高人武人食物に酒肴有之に

毒蛇原ハ多く有るに毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ

多く有る故毒ハ出ル事と成る

問

一毒木ハ多く有る式

答

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

問

一芋の類ハ如何なる時代

答

[illegible]

宝國寺 暗雲寺 [illegible] 芋葉 [illegible]

[illegible] 作りはじめ二年めのてら

実の芋ハ確云ハ同年七月まで [illegible]

年八月に苅申 [illegible] 故世方ニ作 [illegible] 一作

[illegible] 苅 [illegible] 作 [illegible] 八 [illegible]

不中に相作相手人の業を肥る故中ハ弓師
なりとる一向に中なるに成人ハ其の業に
て心の岩川抔へ切捨中に年月の業を捨て
肥て仕舞

問

一弓師相手なるに成

答

利中に相手なるハ其業を第一品と高ク
不中に

問

一弓師の業ハ何を同様に成て下品と
申由有之に下品と申ハ何ハ成に成

答

是ハ下品と云事ハ業を成り筋氣ガ

高野へ参詣する拝所
島流の宗門拝所
指多くいる方様に事なし
問
一拝する獄所に何と唱ふる式
答
金ク方様方之に拝する仏の指五つに別
に拝する人員の形に似る事とする一切法事に其所人
事に所在
問
一番唱ふる式
答
寒く國所に出る者に所在に成式に一向不
問

一古地乃様子ヲ尋ル式

答

[illegible]

問

一茅類ヲ尋ル式

答

[illegible]茅抜も有之式

茅ヲ大勢ヲ一ツニ束ヲ結ブ[illegible]ヲ松茅ヲ[illegible]

事代多クハ[illegible]抜茅和茅ヲ[illegible]

抜茅ヲ[illegible]

問

一[illegible]覽之記ヲ咳唾の織方[illegible]事書[illegible]

今一通書[illegible]

答

是も羊毫筆にて毛筋なる何度んと晒し
て上巻乃綿のごとく毎日打返す事なる
引き濃上中品を筆に絹の如くなる

問

一人乃名を何と唱ふ

答

毫角自分の名の上に親の名を付四方子と

下に仁子中世子下に十と事を結ぶし
なん時分に中さハ親に八条と中子に清七と中サハ
八条乃清七の仁子世子あるハ八条のさと乃
十と云ハ先に中品ウルヘトロイチ　卍カテリ十
等の類を高下なり

問

一小児抱き方教育乃式

答

是又世方に結ぶ乳を造る乃手也に結
庁拝をかしこも日本に遠国事なれば
事故左の如く世方のいとの如く掛に入天井
書を書つゝ壁に結ぶを下り結ぶ
ぶゝ結を結ぶ蘇入中に水を入れる
御んこの池の如く和名

問

一罪人拝をかゝる式

答

男子に是に梅を入鍋をかけ一故有之に女に
前に梅を入面方に金をる所の上に立に接に前
乃り面にかゝる味に敷に故有之に刑罪に掛る
鈴解拝の如く打年に少年に死罪に一面に中に

問

一 銭銅を小市新相の間ニ有之ニ銀銭を以

交易いたし申候哉

答

小銅銭十枚ニ大銅銭一枚 大銅銭十枚ニ小銀銭

壱枚ニ当り候

問

一 日月星辰を彼国ニてハ何と申候哉 抑而

言葉ハ皆々事ニ而御座候 少々ツツ大違の段ハ御座候

答

星辰ハ漢語ニ而御座候ニ付 彼国の言葉

を時方へ通させ申候 御制禁ニ相成候ヘハ散る候

御尋申ても不苦儀一ツ二ツ御座候ハ先

日 リヂツ 月 メイセツ 星 ズヱイズデ 雨 トフ

ビテ　雪　スネ　カ　雲　ヲブラギ　露　イニヤ
ヲトヽヽ　人　ヲヽ　合　ヲの　ヲ　綿　サハ　間ハ　ケラザ
島　ノフスイ　口　ウヨロト　舌　ヤビキ　歯　スビ
年　ウシ　肩　ホロビ　髪　ウヨロスイ　手　ルキ
足　ノギ　指　ワレツ　汗　ノコチ　胸　セヤ　乳
チヽキ　脚　ブホ　男根　ホツスイ　女根　ヒズタ
ツ　ヲリ　二イ　頭　ゴロハ　背　ベナ　紀　ヒタハリ

ウ様ハ　スハアチ　男ハ　ムシイガ　女　ゼシシナ　日本
之　雷　ヤツホシスコイ　ヤツホシスコイト　雷ヲスコイト
中　ヲヽ　雷　ヲヽ　先古　如キ事ニ
度ノ　数　足ヲ　対ヤ　ヒヤヲ　ヒヲ　又ヲ
ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　儀ヲ　ヒ　ヒ　ヒ

附録

寛政五年六月十三日始テ

御應對出候亜魯齋人圖

商人 ウラスニキヘロ ウエナ ハヒコヨフ

小船頭 ワシレイ イワンノ ウエナ ワヒノフ

大官小供 ヨホンノウカ

官人 イワン ヒリ タラム ヱナ ヘチニコ ヨノ

通辭 イエコヨ ロイワンノ ウエナ トカロヨフ

大船頭 ワシレイ ヒヤウト ロウエナ ロウナフ

役人 アメン キクロ ウエナ ラクスマ

第大文礒吉等武送り来る淀夷人
献上物左之通

一猪子　五ツ　一　コツプ十一　トロメン一疋

一虎猪皮　五枚　一　狸一疋　一筋英丹砂一疋

以上六品

右　公儀夷人ゟ下之品

一米五升入百貳拾俵　一大麦　四拾俵　一小麦　拾俵

一長刀　弐振　一　鹿皮　五拾枚　一鹿肉　七樽

一牛鶏豚漬

以上七品

一義濃紙　三束

右石川孫四郎殿より

一奉書　三束

右村上大学殿より

一高尉鎗弐重組　壱つ　一同菓子重　弐拾枚

右松前殿より

外に

贈物　多葉粉　壱つ

以上

一魯西亜人より御使ゟ申渡ゟ不審ゟ

壱つ事ゟ被用猜疑ゟ如何様ゟ成ゟ

壱つ大ゟ事ゟ口ゟ不申ゟ日本ゟ

国ゟ海賊ゟ倘有之ゟ異国船見付

次第ゟ微塵ゟ被ゟ為ゟ成ゟ事ゟ

ゟ預ゟ出ゟ後日ゟ猜疑ゟ

可申聞ゟ　御使ゟ

次第ゟ松前ゟ科理ゟ不審ゟ

魯亜亜人嘉大悦仕度ニ付ハ口分回ちゆるし
不苦候ハ又頂戴仕帰帆ニ

信牌

魯亜亜國之船ニ而渡来ニ付事

一 爾等諭ニ付ハ如ニ来諸ニ為至ニ付事
抑切支丹ニ教ニ付国ニ大禁ニ其係及悪物
書冊ニ付ハ必定ニ付ハ其ニ付ハ必定ニ付ハ
能怡遵ニ彼地ニ至ハ商研究ニ付ハ
ありてハ為ニ付一紙ニ付ハ
石川将監 書列
村上大学 書列

政府之指揮奉

ワりくこ 印

御印

御印

寛政五年六月廿七日

曽根亜流問答　大尾